○○株式会社
時間外労働及び休日労働に関する労使協定書
（特別条項あり）

制 定 日	○年○月○日
施 行 日	○年○月○日
改 訂 日	○年○月○日
決裁機関	○○○○
分　　類	○○○○
版	第○版

時間外労働及び休日労働に関する労使協定書

〇〇〇〇株式会社（以下「会社」という。）と会社の従業員代表〇〇〇〇は、労働基準法第36条第1項に基づき、法定労働時間を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び法定休日における労働（以下「休日労働」という。）に関し、下記のとおり協定する。

記

第１条（時間外労働及び休日労働を必要とする場合）

1　会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、就業規則第〇条の規定に基づき、時間外労働を命ずることができる。

(1) 営業課

① 取引先からの緊急の引合い・見積り依頼対応

② 海外顧客との時差による商談・技術打合せ

③ 展示会・商談会の準備及び実施

④ 製造課の生産能力を確認したうえでの納期調整業務

⑤ 品質トラブル発生時の製品検査課との顧客対応

⑥ 経理課からの与信確認を伴う大型案件交渉

⑦ 総務課の購買担当との納入仕様書確認作業

⑧ 人事課主催の技術研修実施に伴う資料作成

(2) 総務課

① 社内システムの定期メンテナンス

② 期末の固定資産棚卸と経理課との照合作業

③ 営業課要請による特急発注品の調達対応

④ 人事課との安全衛生委員会運営業務

⑤ 全社的なコンプライアンス研修の運営

(3) 人事課

① 人事評価期間の全部門との調整業務

② 製造課の交代勤務シフト作成・調整

③ 給与計算の経理課との連携作業

④ 総務課と連携した社内規程改定作業

⑤ 労働時間管理に関する各課ヒアリング

(4) 経理課

① 月次決算における全部門の経費確認

② 製造課の原価計算データ集計・分析

③ 営業課提出の見積原価チェック業務

④ 年度末決算の全部門データ集約

⑤　総務課と連携した予算実績管理
⑥　製品検査課の設備投資予算管理
⑦　人事課との給与計算連携作業
⑧　税務申告関連の期限業務

(5) 製造課
①　生産設備の緊急メンテナンス対応
②　営業課要請による納期短縮対応
③　製品検査課との品質不具合改善作業
④　総務課と連携した設備保全作業
⑤　人事課主催の技能教育実施対応
⑥　経理課への原価データ提出作業
⑦　材料入荷遅延による挽回生産
⑧　仕様変更に伴う再製造対応

(6) 製品検査課
①　製造課の増産に伴う検査業務集中
②　営業課要請による特急出荷検査
③　総務課と連携した検査設備導入対応
④　人事課主催の品質管理教育実施対応
⑤　経理課への検査コストデータ提出
⑥　品質不具合の原因究明作業
⑦　顧客立会検査の立会対応
⑧　検査基準改定に伴う再検査実施

2　会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、就業規則第〇条の規定に基づき、休日労働を命ずることができる。

(1) 営業課
①　大規模展示会・見本市への出展対応
②　海外顧客の来日時の商談・工場案内対応
③　年度末の大型設備導入に関する現地立会い
④　緊急の引合いに対する顧客訪問・提案活動

(2) 総務課
①　定期防災訓練・避難訓練の実施
②　社内システムの大規模アップデート作業
③　年次設備総点検・メンテナンスの立ち合い

(3) 人事課
①　入社式・会社説明会等の式典対応
②　休日採用セミナー・面接会の実施
③　年末調整時期の休日集中処理

(4) 経理課

① 上期・下期決算に伴う休日出勤

② 各種税務申告書類の作成・提出期限対応

③ 監査法人による外部監査対応

④ 月末休日における月次決算処理

(5) 製造課

① 年次設備総点検・メンテナンス

② 大型連休前の増産対応

③ 設備故障時の緊急復旧作業

④ 期末納期対応のための休日稼働

(6) 製品検査課

① 品質マネジメントシステム審査対応

② 製造課の休日稼働に連動した検査業務

③ 顧客要望による休日立会検査

④ 特急出荷品の休日検査対応

第 2 条（時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び対象従業員数）

時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び対象従業員数は次のとおりとする。

区分	業務の種類	対象従業員数
A グループ	営業課	13 名
	総務課	10 名
	人事課	9 名
	経理課	10 名
B グループ （1 年単位変形労働時間制適用者）	製造	35 名
	製品検査	10 名

第 3 条（延長時間及び休日労働日数）

1　法定労働時間を超えて延長させることができる時間（以下「延長時間」という。）及び休日労働をさせることができる休日は、次のとおりとする。この数値は目標値ではなく上限値である。

業務の種類	延長時間			休日労働をさせることができる回数
	1 日	1 か月	1 年	
営業課	5 時間	45 時間	360 時間	月 4 回
総務課	3 時間	35 時間	360 時間	月 2 回 （第二・四日曜）
人事課	3 時間	35 時間	360 時間	
経理課	5 時間	45 時間	360 時間	月 4 回

製造課	3 時間	42 時間	320 時間	月 2 回 （第二・四日曜）
製品検査課	3 時間	42 時間	320 時間	

2　前項により、休日労働を命ずる場合の始業及び終業の時刻、休憩時間は次のとおりとし、原則として 7 時間 30 分勤務とする。ただし、業務の進捗状況等により、あらかじめ指定して、この休日労働時間を短縮し、又は 11 時間まで延長することがある。

(1) 始業時刻…午前 9 時 00 分

(2) 終業時刻…午後 5 時 30 分

(3) 休憩時間…正午から午後 1 時まで

3　第 1 項の延長時間は、時間外労働時間数の上限を示すものであり、常に当該時間まで時間外労働を命ずるものではない。通常の延長時間は 1 日当たり 2 時間、1 か月当たり 30 時間を目安とする。

4　第 1 項及び前項にかかわらず第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、従業員代表者に通告して、1 日 15 時間まで延長することがある。

5　第 1 項の休日労働の日数は、休日労働の上限を示すものであり、常に当該日数まで休日労働を命ずるものではない。休日労働は、緊急やむを得ない場合に限るものとし、少なくとも 1 週間に 1 回の休日は確保するよう努めるものとする。

6　前各項にかかわらず、時間外労働と休日労働を合算した時間は、1 か月 100 時間未満、2 か月から 6 か月の平均で 80 時間を超過しないこととする。

第 4 条（対象期間の起算日）

前条第 1 項表中の、1 か月は賃金計算期間に合わせて毎月Ｙ日から起算する 1 か月とし、1 年間は毎年Ｘ月Ｙ日から起算する 1 年間とする。

第 5 条（特別条項）

1　通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期がひっ迫するなど次の各号のいずれかに該当したときは、従業員代表者に通告し、1 か月 45 時間を超えて時間外労働を命ずることができるものとし、時間外労働と休日労働の時間を合算した時間は当該各号括弧書きによるものとする。

(1) 3 月における大型設備案件の集中（80 時間）

(2) 3 月における年度決算処理の集中（70 時間）

(3) 10 月における海外大型展示会対応（60 時間）

(4) 2 月における新卒・中途採用の集中（55 時間）

(5) 品質マネジメントシステムの更新審査があったとき。（60 時間）

(6) 税務調査があったとき。（60 時間）

(7) 社内基幹システムの更新があったとき。（60 時間）

(8) 本社工場の移転・増築があったとき。（60 時間）

(9) 人事制度の改定があったとき。（60 時間）

(10)前各号の他大量の発注、臨時的な生産工程や仕様の変更等により、人員不足のため第3条の延長時間内の勤務では処理が困難なとき。（60時間）

2　前項の場合において、これを適用することができる月数の限度は、1年間のうち6回とする。

3　第1項各号の括弧内の時間数は、特別な事情がある場合における時間外労働時間及び休日労働の時間数の上限を示すものであり、常に当該時間まで時間外労働を命ずるものではない。

4　第1項を適用する場合であっても、1年間の延長時間の限度は、720時間とする。

5　会社及び従業員は、常に業務の配分等に注意を払いできる限り第1項に基づく時間外労働等が生じないように努めなければならない。また、会社は、従業員の健康を考慮して、1か月当たり45時間を超える時間外労働が生じないように配慮しなければならない。

第6条（限度時間を超えた場合の割増賃金率）

限度時間（1か月45時間、1年間360時間とする延長時間の限度をいう。）を超えた場合の割増賃金率は、当該超えた部分につき0.3とする。

第7条（代替休暇）

1　0.5の時間外割増率が適用される従業員が代替休暇を取得したときは、当該時間外割増率は0.25とする。

2　代替休暇の取扱いについては、別途締結する労使協定による。

第8条（健康福祉確保措置）

1　1月45時間（以下「限度時間」という。）を超えて時間外労働をさせる従業員については、会社は、次の各号の措置を講ずるものとする。

(1) 労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針（以下「36指針」という。）第8条第1号の措置…時間外労働が月60時間を超えたとき又は2か月連続で限度時間を超えたときであって、本人が希望したときは、医師による面接指導を行う。

(2) 36指針第8条第4号の措置…時間外労働が月80時間を超えたとき又は2か月連続で限度時間を超えたときは、1日の代償休日を与える。

(3) 36指針第8条第6号の措置…限度時間を超えて時間外労働をさせる従業員については、3日間の連続した年次有給休暇の取得を優先して認める。

(4) 36指針第8条第7号の措置…会社は、限度時間を超えて時間外労働をさせる従業員の健康を確保するために、人事課に相談窓口を設置する。

(5) その他の措置…6月に1回、労働時間等設定改善委員会を開催し、従業員の労働時間の状況について調査・審議する。

2　会社は、前項各号の措置の状況を記録し、その記録を本協定の有効期間中及びその後5年間保存するものとする。

第 9 条（有効期間）

本協定の有効期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする。

以上の協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ協定当事者が各々1通ずつ所持する。

〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社　従業員代表　〇〇〇〇　㊞

〇〇〇〇株式会社　代表取締役　〇〇〇〇　㊞

様式第９号（第 16 条第１項関係）

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	□□ □ □□ □□□□□□ □□□ □□□□ 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
法人番号	□□□□□□□□□□□□□

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
		（〒　　―　　） （電話番号：　　―　　―　　）	

		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満 18 歳以上の者）	所定労働時間（1 日）（任意）	延長することができる時間数					
						1 日		1 箇月（①については 45 時間まで、②については 42 時間まで）		1 年（①については 360 時間まで、②については 320 時間まで） 起算日（年月日）	
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者										
	② 1 年単位の変形労働時間制により労働する労働者										

	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満 18 歳以上の者）	所定休日（任意）	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
休日労働						

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。□
（チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日　　年　　月　　日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の　職名　氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□
（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□（チェックボックスに要チェック）

年　　月　　日

使用者　職名　氏名

労働基準監督署長殿

様式第9号（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

1　「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たつては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

2　「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。

3　「延長することができる時間数」の欄の記入に当たつては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。

(1)　「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

(2)　「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

(3)　「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

4　②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。

5　「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）に労働させることができる日数を記入すること。

6　「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。

7　労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

8　協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

9　本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

10　本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

1　労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

2　労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たつては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たつては、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

3　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たつては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たつては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

様式第９号の２（第16条第１項関係）

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	□□ □ □□ □□□□□□ □□□ □□□□ 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
法人番号	□□□□□□□□□□□□□

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
		（〒　　―　　） （電話番号：　　―　　―　　）	

		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定労働時間（1日）（任意）	延長することができる時間数					
						1日		1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）		1年（①については360時間まで、②については320時間まで） 起算日（年月日）	
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者										
	② １年単位の変形労働時間制により労働する労働者										

	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定休日（任意）	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
休日労働						

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について100時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☐

（チェックボックスに要チェック）

様式第９号の２（第16条第１項関係）

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	１日（任意）		１箇月（時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）				１年（時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。）		
									起算日（年月日）		
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数（６回以内に限る。）	延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数（任意）		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）	
限度時間を超えて労働させる場合における手続											
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	（該当する番号）	（具体的内容）									

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について100時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☐

（チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日　　年　　月　　日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の　職名
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☐

（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☐（チェックボックスに要チェック）

年　　月　　日

使用者　職名
氏名

労働基準監督署長殿

規程改訂履歴

制定年月日	版	名　　称	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日

改訂履歴

改訂年月日	版	改訂箇所・内容・理由等	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日